

**『平成 27 年度税制改正大綱(7) 国外転出による課税逃れ対策』**

昨年から政府税調で方針が打ち出されていた通り、本改正には富裕層の税逃れ対策が明確に盛り込まれた。合計 1 億円以上の有価証券等又は未決済デリバティブ取引等を有する居住者が国外転出をする際、それらを譲渡もしくは決済したものとみなしたうえで、事業所得、譲渡所得又は雑所得の各金額を計算する。国外転出の前日 10 年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間の合計が 5 年超である者が対象となる。

ただ、この特例の適用を受けた者が、それらを引き続き有したまま国外転出から 5 年を経過する日までに帰国した場合には、帰国から 4 月を経過する日までに更正の請求を行い、課税を取り消すことができる。

また、国外転出の日の属する年分の確定申告書に納税猶予を受けようとする旨の記載をすれば、有価証券等の譲渡又は未決済デリバティブ取引等の決済があったものとされた所得に係る部分の所得税の納税が猶予される。国外転出から 5 年を経過する日までとするが、申請により国外転出の日から 10 年を経過する日を期限とできる。

独仏などではこうした特例を既に導入しており、今回の改正は昨年 9 月に公表された OECD の BEPS 行動計画の第一弾報告書の勧告に沿ったものとなる。日本では年間 100 人程度に適用される見通し。

**『中小企業の資金繰り等支援 円安対策や創業・承継に』**

中小企業庁は、このほど成立した「平成 26 年度補正予算」を踏まえ、中小企業・小規模事業者に対する以下の資金繰り支援や事業再生支援を実施する。運用開始は 2 月 16 日(月)より。

【制度概要】 1. 「原材料・エネルギーコスト高対策パッケージ融資」(1)「**セーフティネット貸付**」の継続・拡充(運転資金): 利益率の低下や厳しい業況で認定支援機関等の支援を受ける場合に、金利を最大 0.6% (小規模事業者は最大 0.8%) 引き下げ。⇒貸付限度額: 中小企業事業・商工中金 7 億 2,000 万円、国民生活事業 4,800 万円 (2)「**省エネルギー促進融資**」の創設: 省エネルギーに資する施設等を取得し、省エネルギーを推進する場合に、金利 0.65% 引き下げるとともに、別枠の貸付限度額とする。⇒貸付限度額: 中小企業事業 7 億 2,000 万円、国民生活事業 7,200 万円 2. 創業支援・地方創生関連等 (1)「**創業支援貸付利率特例制度**」の創設: 創業前や創業後 1 年以内の場合に、金利を 0.2% (女性や若者、U/I ターンによる創業者は 0.3%) 引き下げ。(2)「**事業承継・集約・活性化支援資金**」の創設: 事業の承継等に当たり、安定的な経営権の確保等を行う場合に、金利を 0.4% 引き下げ。⇒貸付限度額: 中小企業事業 7 億 2,000 万円、国民生活事業 7,200 万円。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます。